

# 訪問セットアップサービス 利用規約

平成 31 年 2 月 1 日

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

第1条 本規約は、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が提供する「訪問セットアップサービス」(以下「本サービス」といいます。)について定めます。

2 当社は、本規約に基づき本サービスを提供するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の規約によります。

(本サービスの利用申込)

第3条 本サービスの提供を受けることを希望する方は、本規約の内容を承諾し、当社所定の手続きを経たうえで、当社に申し込むものとします。

(利用申込の承諾)

第4条 当社は本サービスの申込みがあった場合には、原則受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を申し込んだ方が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの利用を申し込んだ方が実在しないとき又はそのおそれがあるとき

(2) 本サービスの利用を申し込んだ方が当社サービス契約者でないとき

(3) 申込時に虚偽の事項を申告したとき

(4) 申込に係る内容が、第5条(提供するサービス)の範囲外であるとき

(5) 当社の業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき

(6) 本サービスの提供地域外であるとき。

(7) その他、本サービスの利用を申し込んだ方が本サービスを利用することについて不適當であるとき。

- 3 利用申込の承諾後であっても、本サービスの利用を申し込んだ方が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことがあります。

(提供するサービス)

第5条 本サービスにおいては、契約者に対し、次の各号に該当する設定(以下、「本設定」といいます。)を提供するものとし、本設定の詳細内容については、当社が別に定めるものとします。

- (1) インターネット開通作業〔パソコン等インターネット接続機器設定(接続設定)、ホームページ閲覧ソフト設定およびメールソフト設定(指定ソフトに限ります。)]
  - (2) IP電話開通作業〔IP電話設定〕
  - (3) ウイルス対策設定
  - (4) 周辺機器設定
  - (5) その他上記に附随する作業
- 2 契約者の希望により本設定以外の設定工事・必要部品を別途見積りにより提供します。
  - 3 契約者の希望によりインターネット利用に関するレッスンを提供するものとし、レッスンの詳細内容については、当社が別に定めるものとします。

(お申込みの解約)

第6条 契約者が本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)を解約する場合、予め当社が通知する本サービス実施日の前日までに、必要事項を当社にお電話にてご連絡いただき、当社が解約の連絡を確認した時点をもって解約とします。

- 2 実施日当日に契約者から解約のご連絡をいただいた場合、又は事前の解約のご連絡なしに契約者が本サービスの提供を拒否される場合(本サービスの実施が予定されている建物の居住者、管理者等が本サービスの提供を拒否した場合を含みます)、その他契約者に起因する理由(契約者が不在等)で本サービスを実施できなかった

場合、訪問手数料相当額をお支払いただきます。

(設定作業)

第7条 本設定等の作業は、当社が別途指定する委託業者(以下「設定業者」といいます。)が行うものとします。

- 2 設定業者は、必要に応じて、本設定を行う日時を変更することができるものとします。この場合、設定業者は契約者に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。
- 3 設定業者による本設定に係る作業終了後、契約者は、当社所定の完了報告書に押印または署名するものとし、その時点をもって本設定等は完了したものとします。

(設定料)

第8条 本設定等の料金(以下「設定料」といいます。)は、当社が別途定めるサービス料金表またはお見積りさせていただいた料金のおりとしてします。

- 2 契約者は、当社設備状況、他回線との干渉、宅内の通信設備の影響等、第6条(提供するサービス)に定める設定以外の原因により、インターネット接続サービスおよびIP電話接続サービスの利用ができない場合であっても、設定料を負担するものとします。

(消費税相当額の加算)

第9条 当社は、契約者に対し、前条に定める料金額に消費税相当額を加算した額を請求するものとします。

(料金の支払い)

第10条 当社は契約者に対し、設定料等について、当社サービス利用料に合算して請求するものとします。

(延滞利息)

第 1 1 条 契約者が、設定料等について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

(本設定等の事前準備等)

第 1 2 条 契約者は、当社が指定する本設定を行うために必要な物品等(以下「物品等」といいます。)を、本設定が行われる前に予め準備するものとします。なお、当該物品等に係る費用は、契約者の負担とします。

2 契約者が第 1 項の物品等を準備していないこと等により当社が本設定を提供できない場合であっても、契約者は、別途当社が定める費用を負担するものとします。

(責任の範囲)

第 1 3 条 契約者は、契約者のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。いかなるデータであっても当社又は委託会社によるバックアップの作成は行いかねますのでご了承ください。(ただし、事前にデータバックアップサービス(有料)をお申込みいただいた場合における、作業対象のデータのバックアップを除きます)

2 当社が本サービスを提供するにあたり契約者に損害を与えた場合(契約者のパソコン等に保存されるデータを滅失した場合、契約者のパソコン等に損害を与えた場合等を含みますがこれに限りません)、当社はいかなる責任も負わないものとします(当社又は委託会社が故意又は重大な過失により与えた損害を除きます)。

(無保証)

第 1 4 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供をもって、契約者による I P 通信網サービスの利用を保証するものではありません。

(権利義務の譲渡等)

第15条 契約者は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

(個人情報の取扱い)

第16条 当社は、契約者に本サービスを提供するために必要な個人情報を、契約者の同意を得たうえで、収集し以下の目的で利用するものとします。

- (1) 本サービスの作業日調整等のための連絡を行うため
- (2) 本サービスの作業を行うため
- (3) 本サービスの料金計算、及び請求を行うため

2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者に関する個人情報を、以下の各号に該当する場合には、第三者に提供できるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

- (1) 法令に基づき個人情報の提出を求められる場合
- (2) その他、契約者の同意を得た場合

3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。

(準拠法)

第17条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第18条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、契約者及び当社の双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

(実施期日)

1 この規約は平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規約は平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ